

居宅介護支援事業所はちぶせの里運営規程

(事業の目的)

第1条 養父市が開設する居宅介護支援事業所養父市関宮在宅介護支援センター（以下「養父市関宮在宅介護支援センター」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の依頼を受け、その心身の状況、また活動や参加の状況、その置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、必要なサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、行政、地域等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、利用者が介護保険施設等の入所を希望する場合は、介護保険施設等への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を送ることができるように、生活者の視点に立ち総合的な援助を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の決定に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の実施に当たっては、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、行政等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 居宅支援事業所はちぶせの里
- (2) 所在地 兵庫県養父市尾崎 1327 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名（介護支援専門員）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
※管理者は介護支援専門員を兼務することができる。
- (2) 介護支援専門員：2名（常勤）及び業務の状況に応じて増員。
介護支援専門員は、利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービ

スの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設、行政等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。。

- 1 課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドラインを用いる。
- 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

1. 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
2. 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
3. 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
4. サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
5. 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
6. 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
7. 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
8. 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
9. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリング

の結果についてはその都度記録する。

10. 居宅介護支援の提供の開始にあたって、利用者等に対し前6か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の占める割合、前6月に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき説明を行ない、同意を得るものとする。

- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2. 厚生大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3. 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

片道 1kmにつき30円（注：実費の範囲内で）

タクシーを利用した場合は実費負担

4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。
5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施範囲）

第6条 通常の事業の実施地域は養父市・香美町村岡区の区域とする。ただし、必要なときは申請者の滞在先とする。

（虐待の防止）

第7条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を
- (2) 介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (3) 事業所内における虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催する。
- (5) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

（感染症予防、まん延防止の対策）

第9条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

(1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。

(2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 居宅介護支援事業は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は養父市長が事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成17年5月1日から施行する。

この規程は令和6年3月29日から施行する。